

津市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 86 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日訓第 24 号

平成 30 年 3 月 30 日訓第 23 号

令和 2 年 3 月 31 日訓第 27 号

令和 4 年 6 月 28 日訓第 66 号

令和 6 年 3 月 28 日訓第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、民間社会福祉施設等の施設整備を促進することによりその入所者等の福祉の向上を図るため、津市社会福祉法人の助成に関する条例（平成 18 年津市条例第 103 号。以下「条例」という。）、津市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 72 号）及び津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「民間社会福祉施設等」とは、次の各号のいずれかに該当する施設で、社会福祉法人、学校法人、医療法人、特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人その他市長が別に定める法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するもの（第 1 号に規定する施設にあつては、社会福祉法人が設置するものに限る。）をいう。

- (1) 三重県老人保健福祉施設整備費補助金交付要領（平成 18 年 4 月 14 日健福第 13-125 号。以下「県補助金交付要領」という。）第 4 条第 1 号に規定する特別養護老人ホーム又は同条第 2 号に規定する養護老人ホーム
- (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について（令和 5 年 8 月 22 日こども家庭庁発こ成事第 370 号。以下「令和 5 年通知」という。）6 の(6)の表①施設の種類の欄に掲げる施設
- (3) 「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号。以下「平成 17 年通知」という。）第 2 の 4 の表①施設の種類の欄に掲げる施設

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を実施する施設

（名称）

第 3 条 第 1 条の補助金は、「民間社会福祉施設等施設整備費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象）

第 4 条 補助金は、本市の区域内において市長が必要と認める民間社会福祉施設等の整備（国又は三重県の補助金等の対象となるものに限る。）を行う社会福祉法人等に対して、その施設整備に係る費用を対象として、これを交付するものとする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金は、次項に規定する基準額に通所施設にあつては 2 分の 1 を、入所施設にあつては 3 分の 1 を乗じて得た額に、その施設の定員等に対する本市の区域内に住所を有する入所者数等の割合を乗じて得た額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。ただし、これにより難しいときは、予算で定める範囲において市長が別に定める額とする。

2 基準額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 2 条第 1 号に規定する施設 県補助金交付要領に基づく補助金の額に 4 分の 1 を乗じて得た額又は実支出（予定）額から交付の対象となる施設整備に係る国、三重県その他公益財団法人等の補助金等の額を控除した額のいずれか少ない額

(2) 第 2 条第 2 号に規定する施設 令和 5 年通知に基づく交付金に 3 分の 1 を乗じて得た額に、実支出（予定）額から当該交付金の額に 3 分の 4 を乗じて得た額を控除した額に 20 分の 3 を乗じて得た額を加えた額

(3) 第 2 条第 3 号に規定する施設 平成 17 年通知に基づく補助金の額に 3 分の 1 を乗じて得た額に、実支出（予定）額から当該補助金の額に 3 分の 4 を乗じて得た額を控除した額に 20 分の 3 を乗じて得た額を加えて得た額

(4) 第 2 条第 4 号に規定する施設 三重県障害者グループホーム緊急整備費補助金交付要領（平成 19 年 4 月 1 日施行）別表 2 の算定基準に基づき算定した基準額

3 第1項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、国又は三重県の補助金等の対象となる施設に選定された旨の通知を受領した日から起算して30日を経過する日とする。ただし、予算の補正を必要とする場合は、当該補正予算に係る議案の議決の日から起算して30日を経過する日とする。

(添付書類)

第7条 条例第3条第6号及び規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 民間社会福祉施設等の施設整備に係る計画書
- (2) 民間社会福祉施設等の施設整備に係る仕様書及び設計図書
- (3) 民間社会福祉施設等の施設整備について国及び三重県から補助金等の交付決定を受けていることを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、別に定めるところにより条件を付するものとする。

(実績の報告)

第9条 補助金の交付の対象となる事業に係る実績報告は、民間社会福祉施設等の施設整備が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 完了写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、

なお合併前の津市民間社会福祉施設施設整備費補助金交付要綱（平成１２年津市訓第３１号）、津市老人保健施設開設補助金交付要綱（平成９年４月２５日施行）又は安濃町民間社会福祉施設整備費等助成金交付要綱（平成１３年安濃町要綱第１０号）の例による。

- 3 この訓の施行の際現に津市民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱、久居市民間社会福祉施設整備費償還金利子補給金交付要綱（平成３年１２月１日施行）、安濃町民間社会福祉施設整備費等助成金交付要綱又は美里村平成１１年１月２１日付け確認書に基づき交付決定されている利子補給については、この訓の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２７年３月３１日訓第２４号）

- 1 この訓は、平成２７年４月１日から施行する。
- 2 改正後の津市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年３月３０日訓第２３号）

- 1 この訓は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 改正後の津市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月３１日訓第２７号）

- 1 この訓は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 改正後の津市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和４年６月２８日訓第６６号）

- 1 この訓は、令和４年７月１日から施行する。
- 2 改正後の津市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和６年３月２８日訓第１８号）

この訓は、決裁の日から施行する。